「辻よし子市議会報告」第２号 2016 年５月９日発行

HP「辻よし子と歩む会」で検索

辻よし子の市議会レポート

〒 197-0802
あきる野市草花 3012-20
T&F：042-559-6941
携帯：090-9386-1275
e-mail：kusasigi@nifty.com

小さな声に耳をすまし、大きな力にひるまず、コツコツと手作りの政治を！

市民にとって自分が住んでいる市の財政を知ることは大切なことです。とは言え、複雑な市の財政を理解するのは たいへん。そんな中、財政状況を豊富なグラフで解説したり（ニセコ町）、『財政事始』という分かりやすいパンフレットを作成したり（相模原市）、様々な工夫をしている自治体が見られます。　あきる野市は、財政状況が東京 26 市中、1、2 を争うほど悪いだけに、実情を正しく市民に伝える工夫や努力がもっと必要なのではないでしょうか。

あきる野市の借金は、645 億円！

＜有権者 1 人当たり 100 万円近い借金＞

あきる野市の借金の総額は、約 645 億円。赤ちゃんからお年寄りまで、市民 1 人当たり約 79 万円の借金がある計算になります。有権者 1 人当たりにすれば、約 99 万円にもなります。

＜東京 26 市の中で、最悪！？＞

現在抱える借金が、将来的にどのぐらい財政を圧迫していくかを示す値として、**将来負担比率**という数字があります。値が高くなるほど圧迫度が高いことを示し、借金がない自治体はゼロになります。東京 26 市のうち、半数以上の自治体は借金がなく**将来負担比率**はゼロ。それに比べ、あきる野市は 26 市の中で一番悪く、66.3%と飛びぬけて高い値です。（下図）

＜財政力も弱い＞

一方、借金とは別に自治体の財政力を示す数字の一つが、財政力指数です。地方税の収入額を基本的に必要な経費で割った値です。使うお金より入ってくるお金が多ければ、指数は 1 を超え、自立した自治体と言えます。しかし、あきる野市は 0.710 で、26 市の平均である 0.938 よりずっと低い値です。

＜多額の税金を使う区画整理事業＞

このように多額の借金を抱え、しかも財政力も弱いあきる野市が、77 億 3 千万円もの予算（市負担金 34 億円）をかけて、引田駅北口の土地区画整理事業をおこなって大丈夫なのでしょうか？

3 月の議会では、「くさしぎ」を含む 4 つの会派から事業に反対する声があがりました。しかし、自民党志清会と公明党が賛成し、11 対 9 の僅差で区画整理事業の予算が可決されてしまいました。

3月の議会では、予算について審議されました。

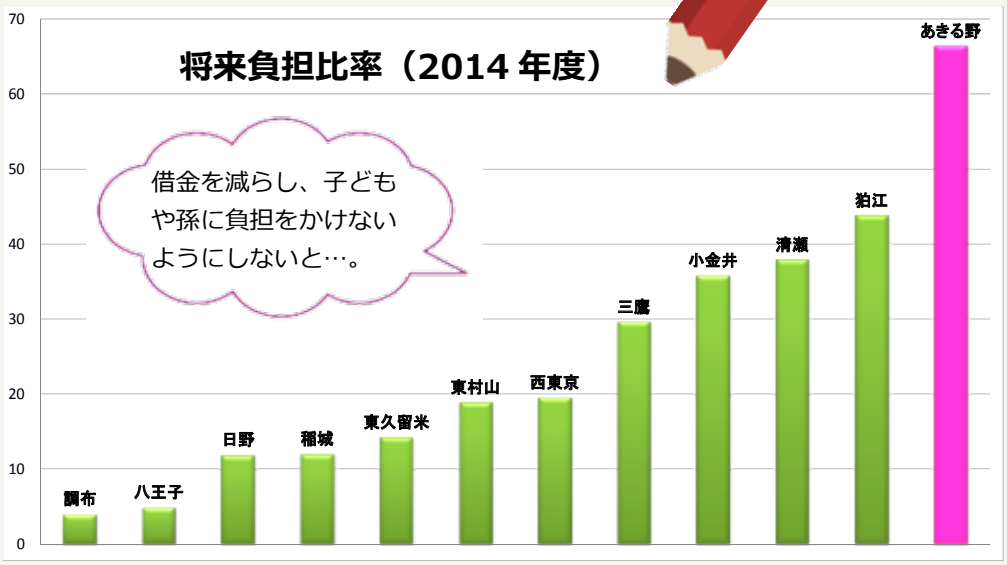

←グラフにない、昭島、青梅、国立、国分寺、小平、立川、多摩、羽村、東大和、府中、福生、町田、武蔵野、武蔵村山は、借金がないため、将来負担率はゼロです。

非民主的な区画整理事業

区画整理事業の
予算に反対しました！

この事業には、財政面だけでなく、もう一つ大きな問題があります。

それは、対象地域の住民の暮らしを一変させる大事業であるにもかかわらず、事業の施行規定など必要な説明がされず、十分な同意を得ないまま、事業が始められようとしていることです。

＜区画整理事業は、弱い者いじめ？＞

普通、町に道路や公園を造るときには、国や都、あるいは市のお金で土地を買い取ります。ところが、区画整理事業では、住民がタダで土地を出さなければなりません。出す土地がない人は、庭を削ったり家を小さく建て換えて土地を出すか、「清算金」という名のお金を出さなければなりません。

なぜ、こんなことがまかり通るのでしょう。「土地区画整理をすれば土地の値段が上がるから損はない」というのが進める側の理屈です。確かに、たくさんの土地を持っている人は、残りの土地が高く売れれば損をすることはなく、むしろ得をするかもしれません。しかし、自分の住む土地しかない人にとって地価が上がることにどれだけの意味があるのでしょうか。かえって固定資産税が上がり、負担が増えるだけです。

＜金銭では計れない土地の価値＞

土地を「住まい」として利用している人にとっては、日当たりや周辺の自然環境、風景といった金銭では計れない土地の価値があります。区画整理事業によって金銭的な価値が上がったとしても、住環境としての価値が下がり、その上、清算金を取られるのであれば、到底納得できるはずがありません。

＜ずさんな住民の意向調査＞

これまで市がおこなってきた住民の意向調査はあまりに不十分で、全ての住民が正しい理解の上に同意したとは言えません。また、はっきり反対の声を上げている住民がいるにもかかわらず、大方の同意が得られたとして反対の声を切り捨てています。

こうした観点から、区画整理事業に関する議案に反対の立場で質問し、区画整理事業の特別会計予算について、反対討論をしました。

一般会計予算、ここが問題

次のような理由で、一般会計予算に反対しました。

●福島原発事故は、経済至上主義の社会の在り方そのものを見直す転換点であったはずです。

しかし、区画整理事業や都道の建設に象徴されるように、相変わらず開発優先、経済成長ありきで旧態依然の予算と言えます。

●保育園の待機児童は、平成 28 年度は 20 名が見込まれ、希望する施設に入れない潜在的待機児童は 59 名にも達します。学童クラブの待機児童は 136 名にもなり、そのうち 1、2 年生が 39 名含まれます。予算措置を含めた施策の遅れと言えるのではないでしょうか。

●子どもの貧困問題について具体的な措置が予算化されていません。市独自の調査、スクールソーシャルワーカーの導入、貧困の連鎖を防ぐための学習支援事業など、積極的な施策を早急に講じるべきです。

●市は商店街の衰退に対して効果的な施策を打ち出せないでいます。秋川地区の商業拠点であったはずのあきる野ルピアでは、実質的な賃料の値上げにより、店舗が次々と閉店に追い込まれてしまいました。その空きスペースに子育て支援拠点を造る計画ですが、店舗との連携も不十分で、商業拠点としてのビジョンも示されていません。

辻よし子の一般質問

公民館にチラシが
自由に置けないなんて…

1 「あきる野市中央公民館におけるポスター・チラシ等の取扱基準」について

「梅雨空に　9 条守れの　女性デモ」 という俳句が、さいたま市の公民館の機関誌に掲載を拒否され、大きな社会問題になっています。それと共通することが、あきる野市の公民館で生じています。

昨年 11 月、これまで 10 年以上公民館の情報コーナーに置いていた市民グループのニュースレターが、突然置けなくなりました。最初の説明では、ニュースレターに書かれていた「戦争法案」という言葉が問題であるかのように言われました。しかしその後、「公民館に新しくチラシとポスターの取扱い基準ができた。それに照らし合わせると置くことができない」という説明に変わりました。その基準とは、公的機関もしくは教育委員会が認めた団体のチラシ、ポスターに限るという、とんでもない基準です。一般質問ではこの問題を中心に取り上げました。以下、質疑応答の一部です。

◆◇◆◇◆◇◆◇

辻：基準をつくるに当たって社会教育委員会で審議されたか？

生涯学習担当部長：市民活動への影響は非常に軽微なものなので、報告という形で説明した。

辻：これは軽微な問題ではない。市民活動を制限する基準を行政側が一方的に出すことは社会教育法の理念に反する大問題。住民の意見を取り入れながら、基準を見直すべきである。社会教育法 12 条では、「国及び地方公共団体は、市民の社会教育活動に対していかなる方法においても不当に統制的支配を及ぼし、またはその事業に干渉を加えてはならない」と定めているが、今回の取扱い基準は、不当な統制的支配に当たるのではないか。

部長：取扱い基準は、活動の中身について制限しているのではない。社会教育法で定めた 3 つの禁止行為が発生しないように定めたもの。

辻：社会教育法 23 条にある 3 つの禁止行為とは、営利を目的とした事業、特定の政党の利害に関する事業、特定の宗教を支持することだが、これは公民館が行ってはいけないということで、市民が、政治の問題をチラシの中に書いたからといって、23 条に反するものでは決してない。

2 パブリックコメントの実施状況について

市民が市政に意見を述べる方法の一つとしてパブリックコメント（意見募集。略称パブコメ）がありますが、「制度が知られていない」「ハードルが高過ぎる」「期待されていない」などの理由から応募数は多くありません。また、意見が反映されることも少なく、制度が形骸化してしまう恐れがあります。

◆◇◆◇◆◇◆◇

辻：パブコメの多くは基本計画や条例が対象。公共施設の利用計画など、もっと具体的で市民にとって身近な内容も対象にできないか。

企画政策部長：道路、公園等の計画でも市民全体に関わるものであれば対象になる。

辻：完成形に近い最終段階の計画ではなく、素案や中間の段階で、何回かパブコメを募集できないか。

部長：パブコメ指針では可能になっているので、今後、事案に応じて適切な対応をはかりたい。

辻：パブコメの内容によっては、計画をもう一度練り直すだけの時間が確保されているのか。

部長：パブコメの結果を検討し、結論が出なければ継続して検討することも考えられるが、これまで計画策定に影響が出たという事例はない。

政治を食卓に！

地方議会から国に、もの申す

３月の議会では、あきる野市議会として国に対して、３つの意見書を出すことになりました。そのうちの一つは、ヘイトスピーチ対策の法整備を求める意見書です（ほかは国保および介護保険に対する国庫負担金の増額を求める意見書）。ヘイトスピーチは著しい言葉の暴力であり、それを取り締まる法律をつくるよう、国連からも日本政府に再三勧告が出されています。３つの意見書は、いずれも全員一致で可決されました。

市議会から国に出される意見書の最後には、「地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する」という一文が入ります。99 条とは、「地方議会が国に対し意見書を提出することができる」と定めたものです。地方自治法は、2000（H12）年に、それまでの国と地方の「上下」関係から、「対等」な関係へと転換するために改正されました。99 条もその時に盛り込まれました。しかし、実際には「対等」な関係とは程遠いと言わざるを得ません。辺野古新基地建設をめぐる沖縄県と国の関係を見ても、それは明らかです。それでも、いや、だからこそ、地方議会から国に意見書を出すことは、重要だとも言えます。

各地方議会によって提出する意見書の内容や数には、かなり違いがあります。あきる野市議会では、これまで、原発再稼働の見直しを求める意見書、解釈改憲に反対する意見書、原発事故子ども・被災者支援法の早期実現を求める意見書（いずれも市民から意見書の提出を求める陳情が出された）については、審議されましたが提出は見送られました。一方で同じ趣旨の意見書を国に出している地方議会も少なくありません。

意見書提出の是非を決めるのは議員であり、その議員を選ぶのは市民です。市民が議会を通して国政に意見を届けるためには、議員それぞれの国政に対する考えを知ることが大切です。

賛否の割れた審議（3 月議会）

（○は賛成、×は反対）	くさしぎ（辻）	自民党志清会	公明党	市議会自民党	未来	共産党	結果
平成 27 年度　一般会計補正予算	×	○	○	×	×	×	可決
平成 28 年度　一般会計予算	×	○	○	×	×	×	可決
平成 28 年度　国民健康保険　特別会計予算	○	○	○	○	○	×	可決
平成 28 年度　後期高齢者医療　特別会計予算	○	○	○	○	○	×	可決
平成 28 年度　介護保険　特別会計予算	○	○	○	○	○	×	可決
引田駅北口区画整理事業の特別会計予算	×	○	○	×	×	×	可決
財産の取得について（区画整理事業の先行用地買収）	×	○	○	×	×	×	可決

議会報告の出前やります！

読んだだけでは分かりにくい議会の様子をお話しします。
3、4 人の小さな集まりでも伺います。
まずは、お問い合わせください！
連絡先：090-9386-1275（辻）　kusasigi@nifty.com

辻よし子のプロフィール
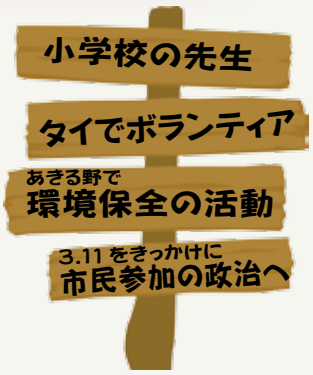
1960 年生まれ。小学校教員を経て、ボランティアとしてタイの農村教育に関わる。1995 年よりあきる野市に暮らす。「川原で遊ぼう会」を中心に、市内の環境保全活動に取り組む。3.11 以後、新たに脱原発の市民活動を始める。2013 年、市議選に立候補、惜しくも次点。2015 年 10 月の補欠選挙で市議会議員に当選。一人会派「くさしぎ」。現在、夫、大１・中３の息子、ネコ１匹と草花に暮らす。